

第 4 5 号議案

令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度新宿区の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 191,829 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187,248,722 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 工事請負契約等に関する債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為（工事請負契約等）補正」による。

（特別区債の補正）

第 3 条 特別区債の変更は、「第 3 表特別区債補正」による。

令和 6 年 6 月 1 2 日 提出

新宿区長 吉 住 健 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		29,425,867	△39,925	29,385,942
	2 国庫補助金	3,078,382	△39,925	3,038,457
15 都支出金		17,242,747	△1,188	17,241,559
	2 都補助金	9,059,409	△1,188	9,058,221
18 繰入金		14,404,214	△178,716	14,225,498
	1 基金繰入金	14,404,214	△178,716	14,225,498
21 特別区債		8,412,000	28,000	8,440,000
	1 特別区債	8,412,000	28,000	8,440,000
歳 入 合 計		187,440,551	△191,829	187,248,722

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 地域振興費		千円 8,822,017	千円 △115,609	千円 8,706,408
	4 地域振興施設費	4,624,731	△115,609	4,509,122
4 文化観光産業費		6,742,026	8,191	6,750,217
	1 文化観光費	1,379,070	8,191	1,387,261
9 土木費		12,530,282	△113,704	12,416,578
	2 道路橋りょう費	4,122,066	△113,704	4,008,362
10 教育費		21,373,110	29,293	21,402,403
	2 小学校費	5,691,132	29,293	5,720,425
歳 出 合 計		187,440,551	△191,829	187,248,722

第2表 債務負担行為（工事請負契約等）補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
四谷ひろばグラウンド改修工事	———	千円 ———	令和7年度	千円 155,060
新宿文化センター特定天井等改修工事	令和7年度	107,929	令和7年度	181,413
道路の無電柱化整備	———	———	令和7年度	133,410
四谷小学校校舎増築工事	———	———	令和7年度	15,180

第3表 特別区債補正

起債の目的		起債限度額	
		補正前	補正後
1	文化観光産業施設整備	千円 149,000	千円 155,000
2	学校施設建設	1,005,000	1,008,000
3	学校施設整備	553,000	572,000
合 計		8,412,000	8,440,000

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。
証券発行の場合における発行価格は額面 100 円につき 98 円以上とする。

なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。

利 率 年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債のときから据置期間を含め 25 年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備 考 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。